

浦安市行政基本条例 条文の考え方

令和5年（2023年）4月改訂版
浦安市

目次

第1章	総則	1
第2章	行政運営の基本原則	3
第3章	行政運営の基本方針	5
第4章	市及び職員の責務	19
第5章	広域連携	22

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、浦安市における行政運営の基本原則を明らかにするとともに、行政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民の信頼に応え、浦安市まちづくり基本条例（令和 4 年条例第 3 号）に基づく、総合的かつ計画的な行政運営を確立することを目的とする。

【説明】

第 1 条では、この条例の目的について定めています。

浦安市まちづくり基本条例では、第 5 条 まちづくりの基本原則において、基本原則の 1 つに「健全な市政の原則」を位置付けており、この基本原則に基づき、市は総合的かつ計画的に行政運営を行うこととされています。

そのため、この条例は、行政運営の進め方を示す「行政運営の基本原則」を明らかにするとともに、行政運営の基本方針、市及び職員の責務、広域連携などの「行政運営に関する基本的な事項」を定めることにより、市民の信頼に応え、浦安市まちづくり基本条例に基づく、総合的かつ計画的な行政運営を確立することを目的とします。

なお、ここでいう「市民の信頼」とは、浦安市まちづくり基本条例の「健全な市政の原則」における、市及び議会は、二元代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行うという規定を踏まえたものです。

● 浦安市まちづくり基本条例

(まちづくりの基本原則)

第 5 条 まちづくりの基本原則は、次に定めるとおりです。

(1)・(2) 省 略

(3) 健全な市政の原則 市及び議会は、二元代表制の下、市民の信頼に応えながら、総合的かつ計画的に健全な市政を行います。

第 8 章 健全な市政

第 1 5 条 市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

2 省 略

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、浦安市まちづくり基本条例の例による。

【説明】

第2条では、この条例で使用する用語の意義について定めています。

浦安市まちづくり基本条例では、第3条において用語の定義を規定しており、このうち「市民」及び「市」については、この条例でも使用されています。

また、同条例第2条第2項では、「浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想及びそれを実現するための基本計画」を「総合計画」ということとしています。

この条例は、浦安市まちづくり基本条例に基づく条例であることを踏まえ、これらの用語の意義についても浦安市まちづくり基本条例の例によることを定めています。

● **浦安市まちづくり基本条例**

(条例の位置付け)

第2条 省 略

2 市及び議会は、浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想及びそれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）その他の計画の策定及び変更並びに他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいいます。

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3)・(4) 省 略

第2章 行政運営の基本原則

第3条 浦安市における行政運営の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 総合的な政策推進の原則 市は、総合計画に基づき、行政改革、財政運営、政策法務、行政評価等を相互に連動させながら将来にわたって持続可能な行政運営を行う。
- (2) 参加と連携協力の原則 市は、市民の様々な取組を補完し、行政運営への参加の機会の確保に努め、市民と適切な役割分担の下、連携協力して行政運営を行う。
- (3) 権利利益の保護の原則 市は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益を保護するよう、行政運営を行う。

【説明】

第3条では、行政運営の進め方を示す3つの「基本原則」について定めています。

(第1号)

平成23年5月の地方自治法の一部改正により、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定する義務がなくなりましたが、将来にわたってまちづくりを支えるためには、10年、20年先さらにはその先の未来を見据えて行政運営を行うことが重要であることから、浦安市まちづくり基本条例では、第15条第1項において、市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行うことを定めています。

この規定を踏まえて、総合計画に基づき、行政改革、財政運営、政策法務、行政評価等を相互に連動させながら将来にわたって持続可能な行政運営を行うことを原則とします。

● 浦安市まちづくり基本条例

第8章 健全な市政

第15条 市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

2 省 略

(第2号)

浦安市まちづくり基本条例では、第4条において、まちづくりの基本的な考え方として、「補完性原理」に基づいてまちづくりを進めていくことを規定しています。

この規定を踏まえて、行政運営を行う上においても、市は、個人、近隣、地域コミュニティ、市民活動団体や事業者などの市民が行う様々な取組を補完することを定めています。その上で、市民の信頼に応え、市民の意思を行政運営に反映させられるよう、市民の行政運営への参加の機会の確保に努め、市民と適切な役割分担の下、連携協力して行政運営を行うことを原則とします。

なお、ここでいう「市民と適切な役割分担」とは、浦安市まちづくり基本条例第4条で示す「補完性原理」に基づく役割分担のことを指しています。

● 浦安市まちづくり基本条例

(まちづくりの基本的な考え方)

第4条 まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。

2 市民は、まちづくりを進めるに当たり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践します。

3 市及び議会は、市民の行うまちづくりを尊重した上で、市民との協議及び同意を経ることを原則として、市民の信頼に基づいて、その取組を補完し、支援します。

(第3号)

市には、法令の定めにより様々な権限が与えられており、その中には市民の権利や利益に関わるものも多くあることから、市民の権利利益が侵害されてはいけません。

そのため、行政運営を行う上で、市民の権利利益を保護するため、特定の市民の利益に偏ったものとならないよう公正を確保し、意思決定の内容や過程が市民にとって明らかであるよう透明性の向上を図ることを原則とします。

第3章 行政運営の基本方針

(総合計画)

第4条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、広く市民の参加を求め、総合計画を策定する。

2 市長は、総合計画を踏まえ、毎年度行政運営に関する方針を市民に明らかにする。

3 市は、総合計画の進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。

4 市は、各分野の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図る。

【説明】

第4条では、浦安市の目指すべきまちの姿を示す基本構想及びそれを実現するための基本計画である総合計画について定めています。

(第1項)

浦安市まちづくり基本条例では、第15条第1項において、市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行うことを規定しています。

この規定を踏まえ、この条例においても、市長は、広く市民の参加を求め、総合計画を策定することを改めて明らかにしています。

● 浦安市まちづくり基本条例

第8章 健全な市政

第15条 市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

2 省 略

(第2項)

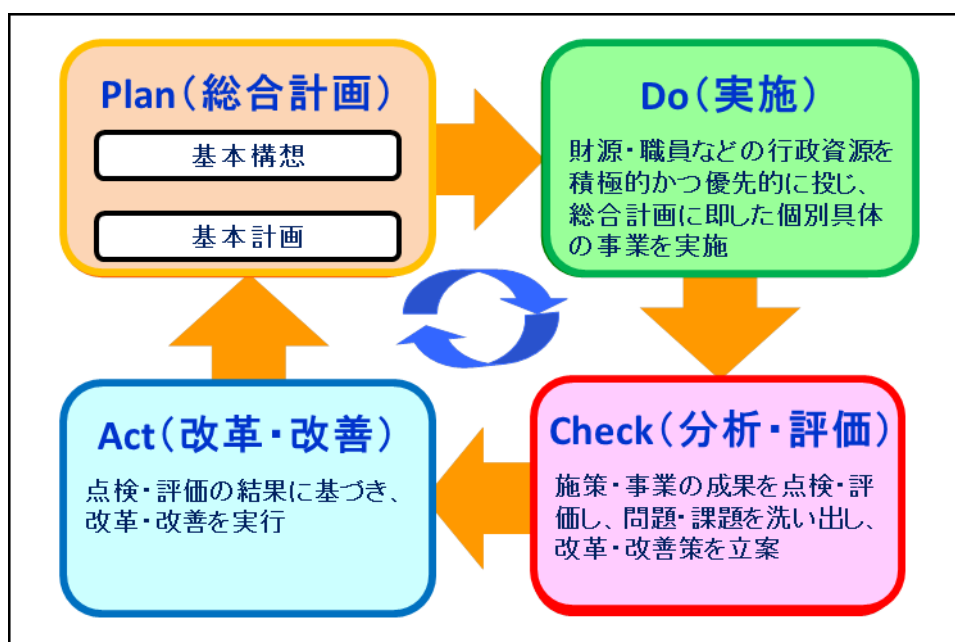
浦安市では、毎年、市議会において、市長が翌年度の行政運営について施政方針演説を行っています。総合計画に基づく行政運営を推進していくため、総合計画を踏まえ、施政方針を市民に明らかにすることを定めています。

(第3項)

総合計画を起点に、実効性・効率性・市民満足度の高い行政運営を持続的に推進するためには、「Plan（総合計画）⇒Do（実施）⇒Check（分析・評価）⇒Act（改革・改善）」を繰り返し、継続的な改革・改善を実践し続けることが必要です。

そのため、総合計画に基づく行政運営が進められているか進行管理を適切に行った上で、その結果を市民に分かりやすく公表することを定めています。

◇総合計画を起点とするPDCAサイクルの姿



出典：浦安市総合計画

(第4項)

浦安市まちづくり基本条例では、第15条第1項において、総合計画を浦安市の最上位計画として位置付けていることから、市は、各分野の計画の策定に当たっては、総合計画に即した内容とするよう整合性を図ることを定めています。

● 浦安市まちづくり基本条例

第8章 健全な市政

第15条 市長は、広く市民の参加を求め、浦安市の最上位計画として総合計画を策定し、市は、これに基づいて総合的かつ計画的に行政運営を行います。

2 省略

(行政改革)

第5条 市は、行政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、より質の高い行政サービスを提供するため、行政資源を最適に活用する。

【説明】

第5条では、行政改革について定めています。

本市を取り巻く社会環境が著しく変化してきている中、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据え安定的・継続的に行政サービスを提供していくためには、現状の延長ではない将来に向けた新たな視点を持って不断の行政改革に取り組む必要があります。

そのため、行政運営に当たっては、事務・事業の効率化を進め、優先度を見極めながら最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、より質の高い行政サービスを提供するため、「人・組織（ヒト）」、「公共施設（モノ）」、「予算（カネ）」、「情報」、「地域資源」といった限りある行政資源を最適に活用することを定めています。

また、本条の規定に基づき、浦安市行政評価条例では、第3条において、行政改革の基本方針である「浦安市行政改革大綱」を踏まえ、市が実施する施策や事業その他行政運営全般に関する行政改革の基本的な考え方を示しています。

【関係規程】

● 地方自治法

第2条 省 略

2～13 省 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。

15～17 省 略

● 浦安市行政評価条例

(行政改革の基本理念)

第3条 市は、最少の経費で最大の効果を上げるように行政運営を行わなければならない。

2 市は、効果的かつ効率的で質の高い行政運営を行うため、行政資源を最適に活用しなければならない。

3 市は、技術革新の進展等の社会経済情勢の変化に的確に対応することができるよう、行政改革を推進しなければならない。

(財政運営)

第6条 市は、中長期的な視野に立ち、財源の確保及びその効果的かつ効率的な活用を図り、持続可能で健全な財政運営を行う。

2 市長は、予算及び決算その他の財政状況を市民に分かりやすく公表する。

3 前2項に定めるもののほか、財政運営に関する事項は、別に条例で定める。

【説明】

第6条では、財政運営について定めています。

(第1項)

今後、生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待しにくい一方で、高齢化の進展による社会保障関連経費の増大、人口急増期に合わせて集中的に整備された公共施設の老朽化に伴う建て替えや大規模改修にかかる経費の増大などが見込まれます。

将来にわたってまちづくりを支える、持続可能で健全な財政運営を行うため、市は、中長期的な視野に立って財政収支の見通しを明確にし、市税収入の徴収率の向上や市有財産の有効活用を図るなど財源を確保するとともに、経常的な経費の抑制を図り、施策・事業の優先度を見極めて予算配分をするなど財源を効果的かつ効率的に活用することを定めています。

(第2項)

健全な財政運営を行うためには、その透明性を確保し、市民が財政状況を的確に把握できるようにすることが必要です。

そのため、市長は、予算、決算や資産、負債などの財政状況について、市民に分かりやすく公表することを定めています。

【関係規程】

● 地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2・3 省略

(第3項)

前2項に定めるもののほか、財政運営に関する事項については、別に条例で定めることを規定しており、「浦安市健全な財政運営に関する条例」に委任することを示しています。本項と異なり、第12条 行政手続、第14条 個人情報保護、第16条 情報公開は、「浦安市行政手続条例」、「個人情報の保護に関する法律」、「浦安市情報公開条例」といった別の法律や条例を包括的に引用しているもので、これらに委任するものではありません。

● 浦安市健全な財政運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、財政運営の基本原則及び基本的な考え方を定めることにより、将来にわたって健全で安定した財政運営の堅持に資することを目的とする。

(政策法務)

第7条 市は、政策等の立案及び行政課題の解決に当たっては、法令を主体的に解釈し、運用するとともに、条例等を積極的に制定するなど、その活用を図る。

【説明】

第7条では、政策法務について定めています。

地方公共団体における政策法務とは、法律や条例などを課題解決・政策実現の手段と捉え、そのためにどのような立法・運用・訟務が求められるかを検討・評価し、実行することであると考えています。

そこで、地域の実情に合わせて政策のほか施策や事業を立案し、行政課題を解決するため、市は、国や千葉県の方令解釈を参考にしつつ、法令を自ら主体的に解釈し運用する（自主解釈権）とともに、憲法や地方自治法で定められている条例や規則の制定権（自主立法権）を法令の範囲内で十分に活用して条例等を積極的に制定するなど、その活用を図ることを定めています。

なお、ここでいう「条例等を積極的に制定するなど」には、条例等の制定や改正だけでなく、社会経済情勢等の変化に伴い必要性が乏しくなった法規制の撤廃も含まれます。

【関係規程】

● **日本国憲法**

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

【関係規程】

● **地方自治法**

第2条 省 略

2～11 省 略

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

13～17 省 略

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2・3 省 略

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 省 略

(行政評価)

第8条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に反映する。

2 市は、行政評価に当たっては、市民等が参加できるように努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。

3 前2項に定めるもののほか、行政評価に関する事項は、別に条例で定める。

【説明】

第8条では、行政評価について定めています。

(第1項)

効果的かつ効率的な行政運営を行うためには、「P l a n (計画) ⇒D o (実施) ⇒C h e c k (点検・評価) ⇒A c t (改革・改善)」のマネジメントサイクルを確立することが必要です。

そのため、市は、事業等について目的や目標を明らかにし、その成果について妥当性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、その結果を踏まえて施策や事業の見直し、予算や組織の編成、新たな施策や事業の立案などに反映することを定めています。

(第2項)

行政評価に当たっては、透明性、公平性及び客観性を確保することが必要です。

そのため、施策や事業の特性など必要に応じて市民や学識経験者などの第三者による外部評価を行うよう努めるとともに、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表することを定めています。

(第3項)

前2項に定めるもののほか、行政評価に関する事項については、別に条例で定めることを規定しており、「浦安市行政評価条例」に委任することを示しています。

● **浦安市行政評価条例**

(目的)

第1条 この条例は、行政改革の推進の重要性に鑑み、行政評価の基本原則及び行政評価に関する基本的な考え方その他必要な事項を定めることにより、行政運営の透明性を確保し、効果的かつ効率的な行政運営を行うことを目的とする。

(危機管理)

第9条 市は、市民や関係機関と連携協力して、災害等に事前に備えるとともに、災害等の発生時に的確に対応するための体制を整備する。

2 前項に定めるもののほか、災害等の対応に関する事項は、別に条例で定める。

【説明】

第9条では、危機管理について定めています。

(第1項)

危機管理とは、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止のこととされています。近年、自然災害の発生リスクが高まるとともに、新たな感染症リスクの増大などにより、市民の危機管理に関する関心も高まっていることから、市は、市民や関係機関と連携協力して、自然災害のほか、大規模な事故、武力攻撃等、感染症などの「災害等」が発生した場合に事前に備えることを定めています。

また、市は、災害等の発生時に的確に対応できるよう、組織体制の構築やマニュアルの作成など体制を整備することを定めています。

(第2項)

前項に定めるもののほか、災害等の対応に関する事項については、別に条例で定めることを規定しています。

災害等のうち、自然災害については、「浦安市災害対策基本条例」に委任することを示しており、自然災害以外の感染症のまん延、市民や来訪者の安全を脅かす行為などの事態については、新たな条例を制定して委任することを想定しています。

● **浦安市災害対策基本条例**

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、市その他市にかかわるものの災害対策における責務と役割を明らかにするとともに、災害予防及び災害が発生した際の応急対策並びに復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(組織編成)

第10条 市は、社会経済情勢の変化に的確に対応した効率的かつ機能的で、市民に分かりやすい組織体制を整備する。

2 市は、課題解決のため、相互に連絡を緊密にし、必要に応じて組織の横断的な連携を図る。

【説明】

第10条では、市の組織編成について定めています。

(第1項)

社会経済情勢の変化に伴い発生する新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するためには、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施できるよう、組織の最適化を図ることが重要です。

そのため、市は、効率的かつ機能的な組織体制を、組織の名称や執務室の配置を含めて市民から見た分かりやすさも配慮して整備することを定めています。

(第2項)

市は、課題解決のためには、いわゆる縦割り行政といわれる弊害をなくし、関連部署間での連絡を緊密にすることを定めています。

特に重要な行政課題に対応する場合などには、通常の組織体制にとらわれることなく、課題解決に必要な組織の横断的な連携を図ることを定めています。

【関係規程】

● 地方自治法

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようしなければならない。

3 省 略

(参加)

第11条 市は、課題の発見並びに政策等の形成、実施及び評価の行政運営の一連の過程において市民の参加が図られるよう、その機会の確保に努める。

2 前項に定めるもののほか、行政運営への参加に関する事項は、別に条例で定める。

【説明】

第11条では、行政運営への市民の参加について定めています。

(第1項)

市民の信頼に応え、市民の意思を行政運営に反映させるためには、市民の行政運営への参加の機会を確保することが必要です。

そのため、市は、課題の発見並びに政策等の形成、実施及び評価の行政運営の一連の過程において、市民の参加の機会の確保に努めることを定めています。

(第2項)

前項に定めるもののほか、行政運営への参加に関する事項については、別に条例で定めることを規定しており、「浦安市市民参加推進条例」に委任することを示しています。

● **浦安市市民参加推進条例**

(目的)

第1条 この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(行政手続)

第12条 市は、浦安市行政手続条例（平成8年条例第1号）その他の行政手続に関する法令の定めるところにより、処分、届出、行政指導に関する手続及び規則等を定める手続を適正に行う。

【説明】

第12条では、処分、届出、行政指導に関する手続及び規則等を定める手続である行政手続について定めています。

市が行うこれらの手続は、市民の権利利益に直接かかわるものであることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、浦安市行政手続条例や行政手続に関する法令の定めるところにより、行政手続を適正に行うことを定めています。

ここでいう「処分、届出、行政指導」、「規則等」とは、それぞれ以下のような意味です。

- (1) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいいます。
- (2) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であって、条例等の規定により直接に当該通知が義務付けられているものをいいます。
- (3) 行政指導 市の機関等がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。
- (4) 規則等 市の機関等が定める規則又は処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針をいいます。

【関係規程】

● **行政手続法**

(目的等)

第1条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条において同じ。）の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 省 略

● **浦安市行政手続条例**

(目的等)

第1条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関等（市の機関及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）をいう。以下同じ。）がする行政指導に関する手続並びに市の機関等が規則等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もつて市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 省 略

(法令遵守)

第13条 市は、公正な行政運営を行うため、法令等を遵守するとともに、法令等を遵守するための体制を整備する。

【説明】

第13条では、行政運営における法令等の遵守について定めています。

公正な行政運営を行うためには、法律や条例、規則などをおかしたり、恣意的に解釈を曲げることなく、厳に遵守することが必要です。

そのため、市は、法令等を遵守するだけでなく、職員研修の実施や「浦安市コンプライアンス行動指針」の策定に加え、綱紀粛正、服務規律の保持など職員一人ひとりが自覚を持って職務やリスク管理の業務改革に取り組んでいくための体制を整備することを定めています。

また、第18条において、市の職員についても、法令等を遵守しなければならないことを定めています。

(個人情報の保護)

第14条 市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行う。

【説明】

第14条では、行政運営における個人情報の保護について定めています。

行政運営を行う上では、適正かつ円滑な運営を図りつつ、市が保有する情報の中に含まれる個人情報の保護を図らなければなりません。

そのため、市は、個人情報の保護に関する法律で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行うことを定めています。

【関係規程】

● **個人情報の保護に関する法律**

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(説明責任)

第15条 市は、行政運営に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するとともに、市民からの意見、要望等の内容に応じて迅速かつ適切に対応する。

【説明】

第15条では、行政運営に関することについての説明責任について定めています。

説明責任は、市民の知る権利を保障するものであり、行政運営の透明性を確保する上で重要であることから、市は、行政運営に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明することを定めています。

なお、ここでいう「適切な方法」とは、議会での説明はもとより、広報うらやすや市HP・SNSなどインターネットを活用した発信、住民説明会の開催など事業等の内容や性質に応じたふさわしい方法を考えています。

また、説明責任に伴う応答責任として、市民からの意見、要望、質問、苦情などに対して、その内容に応じて迅速かつ適切に対応することをあわせて定めています。

(情報公開)

第16条 市は、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号）で定めるところにより、公文書の管理及び開示を適正に行う。

【説明】

第16条では、行政運営における情報公開について定めています。

市民への説明責任を全うするとともに、公正で開かれた行政運営を実現するためには、市が保有する情報の公開が必要です。

そのため、市は、浦安市情報公開条例で定めるところにより、公文書の管理及び開示を適正に行うことを定めています。

● **浦安市情報公開条例**

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく住民自治の原則にのっとり、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加をより一層推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

第4章 市及び職員の責務

(市の責務)

第17条 市は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければならない。

2 市は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他の必要な措置を講じなければならない。

【説明】

第17条では、地方公共団体の事務を管理執行する市の責務について定めています。

(第1項)

この条例において「市」とは、地方自治法で執行機関とされている市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会のことをいいます。

市は、行政運営において、その主体として大きな役割を担っているため、それぞれが権限と責任を自覚した上で、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければならないことを定めています。

なお、市長の責務については、直接選挙によって選ばれた浦安市の代表者という重要な地位にあることを踏まえて、浦安市まちづくり基本条例において規定しています。

【関係規程】

● 地方自治法

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

● 浦安市まちづくり基本条例

第4章 市長の責務

第8条 市長は、浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その育成に努めなければなりません。

(第2項)

市は、この条例に定める事項を実現するため、条例や規則等の制定や各種計画の策定などの必要な措置を講じなければならないことを定めています。

(職員の責務)

第18条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

【説明】

第18条では、市の補助機関である職員の責務について定めています。

(第1項)

日本国憲法では、第15条第2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と、地方公務員法でも、第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

これらを踏まえて、市民の信頼に応えるための基本姿勢として、特定の個人や団体の利益のために働くのではなく、市民全体の奉仕者であることを自覚するとともに、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めています。

【関係規程】

● 日本国憲法

第15条 省 略

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3・4 省 略

【関係規程】

● 地方公務員法

(サービスの根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(第2項)

高度化・複雑化する行政課題に適切に対応していくためには、行政運営の具体的な事務を担う職員の能力の向上を図ることが必要です。

そのため、職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならないことを定めています。

「職務の遂行に必要な能力」については、「浦安市人材育成基本方針」において、職務知識（専門実務能力）、企画立案能力、折衝調整能力、理解判断能力、業務遂行能力を全職員が共通して身に付けておく能力とするほか、専門実務能力や指導育成能力、政策形成能力など階層ごとに求められる能力を定めています。

また、浦安市まちづくり基本条例では、第8条において、市長の責務として、職員を指揮監督し、その育成に努めなければならないことを規定しています。

● 浦安市まちづくり基本条例

第4章 市長の責務

第8条 市長は、浦安市の代表者として、その地位が市民からの負託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たるとともに、職員を指揮監督し、その育成に努めなければなりません。

第5章 広域連携

第19条 市は、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力するとともに、積極的に意見、要望等を述べる。

2 市は、相互に共通する課題又は広域的な課題を解決するため、他の市区町村と連携協力する。

【説明】

第19条では、千葉県及び国並びに他の市区町村との連携協力について定めています。

（第1項）

地方分権改革により、市町村は、千葉県や国と対等・協力の関係となり、自らの判断と責任において、より地域の実情に応じたまちづくりを行うことが求められています。

そのため、市民により身近な市がまちづくりに取り組むことを基本にしつつ、「補完性原理」に基づき、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と役割分担をしながら連携協力することを定めています。

また、千葉県や国と対等・協力の関係であることから、千葉県や国の責任において行うべき事業については、迅速かつ適切な対応をするよう積極的に意見や要望などを述べることを定めています。

（第2項）

浦安市単独では解決が困難な課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、相互に共通する課題又は広域的な課題については、他の市区町村と連携協力して解決に当たることを定めています。

なお、ここでいう「他の市区町村」とは、千葉県内の市町村だけでなく、生活や経済活動に伴う往来が活発である東京都区部や遠隔の市町村も含めて捉えています。

浦安市行政基本条例

条文の考え方

令和5年（2023年）4月改訂版

■ 発行・編集

浦安市 企画部 企画政策課

〒279-8501

千葉県浦安市猫実 1-1-1

電話 047-351-1111

■ 浦安市ホームページ URL

<http://www.city.urayasu.lg.jp>
